

# 青森県報

第二千五百九十五号

平成十八年  
二月二十四日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

公印の印影を印刷することができる文書の一部改正……………(総務学事課) ……一

合併市町村のそれぞれの県議会議員の選挙区に属する区域の人口……………(市興町課村) ……一

生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……二

右 同……………(同) ……二

生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……三

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(高齢福祉課) ……三

保安林の指定予定……………(林政課) ……三

漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) ……四

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活政策課) ……四

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……四

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……六

右 同……………(同) ……六

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……七

### 正 誤

## 告 示

平成十七年十二月二十八日定例告示中……………(市興町課村) ……八

平成十八年一月二十七日定例告示中……………(健康福祉課) ……八

平成十八年一月六日定例告示中……………(林政課) ……八

青森県告示第百二十五号

平成九年八月四日青森県告示第五百三十四号(公印の印影を印刷することができる文書)の一部を次のように改正する。

平成十八年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

第三十八号を次のように改める。

三十八 自立支援医療受給者証(精神通院)

青森県告示第百二十六号

市町村の合併の特例に関する法律施行令(昭和四十年政令第五十二号)第十三条第一項の規定により、合併市町村のそれぞれの県議会議員の選挙区に属する区域の人口を次のとおり告示する。

平成十八年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区 域	人 口
青森市の区域のうち南津軽郡選挙区の区域	二〇、六一一人
青森市の区域のうち青森市選挙区の区域	二九〇、八八一人



変更後	会	一六の三〇九	一ション	三沢市中央 一町三丁目一 の五	一七・七一
-----	---	--------	------	-----------------------	-------

青森県告示第百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	名 称	所 在 地	廃止年月日
社会福祉法人同仁会	三沢市大字三沢字淋代平一六の三〇九七	三沢市大字三沢字淋代平一六の三〇九七	介護老人保健施設やすらぎ苑	三沢市大字三沢字淋代平一六の三〇九七	平成一六・五・三一	

青森県告示第百三十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十八年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定
-------------	----------------	-----

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年月日
有限会社嶋野商事	つがる市木造千代町三四の一	居宅介護支援事業所つがる	つがる市木造吹原西前田二一の一八	平成一六・三・六

青森県告示第百三十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十八年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
  - 三戸郡南部町大字苦米地字朝日二の四、字上根岸二、二二の一、二二の二、二二の三、一〇三の六、一〇三の七
- 二 保安林指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百三十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認められたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十八年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
青森市大字久栗坂字山辺一四七番地の一 青森市大字前田字湯の沢二番地 青森市八重田二丁目四番八号	青森
川村春光 澤田繁悦 齋藤貞一	

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成十八年二月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人斗南ごんご健康村
- 三 代表者の氏名

二本柳 雅史

四 主たる事務所の所在地

むつ市大字田名部字下道四

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県下北地域を対象に、郷土の有形、無形の文化的資産の保存、伝承や、資源の研究、開発を始めとする、さまざまな事業を行い、もって明るく活力のある地域社会の創造に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

県民生協あやめ館

青森市大字三内字丸山一の一七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県民生活協同組合

青森市大字羽白字沢田三〇の一

理事長 井筒智義

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所

変更前	変更後	変更年月日
三浦眞理子 青森市千刈二丁目二の二〇	削除	平成 一七・三・三

四 届出年月日

平成十八年二月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年二月二十四日から同年六月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年六月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

県庁生協つくた店

青森市中佃二丁目一九の二三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県庁消費生活協同組合

青森市長島一丁目一の一

理事長 井筒智義

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所

桜田義治 青森市大字野木字山口一三七の	変更前	変更後	平成 一七・三・三
削除			年月日

四 届出年月日

平成十八年二月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年二月二十四日から同年六月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年六月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザおきだて

青森市柳川二丁目四の二二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森木材防腐株式会社

青森市柳川二丁目四の二二

代表取締役 小原金哉

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	株	株	平
更	更	後	式	式	成
前	後		会	会	年
			社	社	月
			大	大	日
			丸	丸	更
			大	大	一
			サ	サ	七
			ク	ク	・
			ラ	ラ	四
			中	中	一
			薬	薬	
			局	局	
			七	七	
			の	の	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	
			の	の	
			七	七	
			二	二	
			〇	〇	
			〇	〇	



平成一六・一七 第二五七四号	発行年月日 番号	告示	区分	第四号	番号	一	ページ	下	段	三	行	大字小森	誤	大字小森町	正
-------------------	-------------	----	----	-----	----	---	-----	---	---	---	---	------	---	-------	---

林 政 課

平成一六・一七 第二五八三号	発行年月日 番号	告示	区分	第五〇号	番号	一	ページ	下	段	表中	行	国民健康保険大畑病院	廃止年月日	誤	国民健康保険大畑診療所	指定年月日	正
-------------------	-------------	----	----	------	----	---	-----	---	---	----	---	------------	-------	---	-------------	-------	---

健康福祉政策課

平成一七・一八 第二五七二号	発行年月日 番号	告示	区分	第九五八号	番号	一	ページ	下	段	後ろから 六	行	一〇	三万八千五百七十四人	誤	一〇	三万六千九百五十四人	正
				第九五七号	番号	一	ページ	下	段	一	行	一一	三万六千四百五十四人		一	三万五千三百三十八人	
					番号								二万二千五百九十六人			二万五千五百五十三人	

市町村振興課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目  
番七七号 東奥印刷株式  
会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一  
銭